

## 政策Ⅲ-2-(1)-①

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政策	規制改革の着実な実施
16年度重点施策	規制改革・民間開放推進3か年計画の着実な実施
参考指標	規制改革の推進状況（16年度末までに実施済の事項数）

### 2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関の企業活動が活発に行われていること
重点目標	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われること

### 3. 政策の内容

政府は、① 経済活性化による持続的な経済成長の達成、② 透明性が高く公正で信頼できる経済社会の実現、③ 多様な選択肢の確保された国民生活の実現、④ 国際的に開かれた経済社会の実現等を図り、もって生活者・消費者本位の経済社会システムの構築と経済の活性化を同時に達成するために、積極的かつ抜本的な規制改革を構造改革の重要な柱として推進することとしています。

具体的には、平成16年3月19日に「規制改革・民間開放推進3か年計画」を取りまとめ、そこに盛り込まれた平成16年度から平成18年度までの3か年にわたって取り組むべき規制改革の検討項目について、その着実かつ速やかな実現を図っています。

### 4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に盛り込まれた当庁関連の規制改革の検討項目については、平成16年度においても着実に措置を講じるとともに、未だ措置を講じていない項目については、上記の3か年計画の中で今後の実施時期を明示したところです。

なお、主な施策の具体的な取組み状況は以下のとおりです。

#### (1) 銀行代理店における資本関係規制等の見直し

幅広い者に銀行代理店となることを認めて、銀行の販売チャネルの選択肢を増やすことによって経営の効率化や顧客利便の向上を図るため、銀行等の代理店制度について所要の制度整備等を行う「銀行法等の一部を改正する法律案」をできる限り早期に国会に提出できるよう、引き続き検討します。

(2) 銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和

銀行等による販売の対象となる保険商品の更なる拡大について、検討のうえ結論を得て、内閣府令等の一部改正案についてパブリック・コメントを実施しました。

(3) 英語での開示書類の提出の容認

証券取引法に基づくディスクロージャーについては、日本語で行うこととされていましたが、金融審議会における検討を踏まえ、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合に、英語によるディスクロージャーを可能とするための証券取引法改正法案を第 162 回通常国会に提出し、可決・成立（6 月 22 日）しました。

(4) 「投資サービス法（仮称）」（資本市場を横断的にカバーできる投資者保護法制）の構築

機能別・横断的な投資家保護の枠組みの法制化に向けて、金融審議会第一部会において、投資サービスにおける投資家保護のあり方について検討を行い、投資サービス法（仮称）の基本的な考え方について、「中間整理」をとりまとめました（17 年 7 月）。

こうした取組みを継続することにより、顧客の利便性の向上等が図られると同時に、金融機関が自らの判断に基づき効率的な企業活動を行うことにも貢献するものと考えています。

## 5. 今後の課題

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」に記載された各項目について、明示した実施予定時期までに必要な措置を講じるとともに、構造改革特別区域における規制の特例措置の新たな提案、地域再生における支援措置の提案も考慮しながら規制改革を進める必要があります。

## 6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組み（規制改革・民間開放に向けた取組み）の有効性を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。